

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
の一部改正について

平成30年7月17日
金融庁・総務省

【改正の趣旨】

○ 平成29事務年度金融行政方針では、「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直しを行う。」としているところ、関係者等から寄せられた規制緩和要望等を踏まえ、銀行法施行規則等の改正を行うことに伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（以下「制限命令」という。）についても同様の改正を行うもの。

- 点検・見直しの結果を「金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて」（「別紙1」参照）として公表。
- パブリックコメントを平成30年6月1日から同年7月1日にかけて実施。

（参考） 郵政民営化法第123条第2号及び第151条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号に規定する内閣府令・総務省令の改正等を行うときは、民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

【改正の概要】

- 銀行、銀行持株会社及び銀行代理業者（以下「銀行等」という。）がディスクロージャー誌を縦覧に供する義務は銀行法第21条等で規定され、更に、銀行等がディスクロージャー誌の縦覧を開始した場合には、その旨を当局に届け出ることが銀行法施行規則第35条第1項第28号等で規定されている。

しかしながら、一般的にディスクロージャー誌は、銀行等がホームページ上で公表しており縦覧開始の事実は当局でも確認が取れること、また、縦覧を開始した事実の確認を行うことのみを目的として届出を義務付けることは過重な規制と考えられるため、銀行法施行規則第35条第1項第28号等の届出規定を廃止することとした。

- これに伴い、「別紙2」に掲げている規定について改正を行う。制限命令については、「別紙3」のとおり、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に課される縦覧を開始した旨の届出規定の廃止等の改正を行うものとする。

【スケジュール】

- 公布日 8月上旬
- 施行日 公布日の翌日を予定



平成30年5月9日
金融庁

別紙1

平成30年5月9日
金 融 庁

金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて

金融庁では、平成29事務年度金融行政方針において、「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直し等を行う」としているところ、関係者から寄せられた規制緩和要望等を踏まえ、規制の見直しに係る対応方針を取りまとめましたので、公表します。

本案の内容につきましては[こちら](#)をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

【規制緩和全般】

総務企画局企画課信用制度参事官室（内線3570、3576）

【共同店舗関係】

監督局銀行第1課（内線2783、2792）

銀行第2課（内線3437、3327）

金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて

平成29事務年度金融行政方針では、「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直しを行う。」としているところ、関係者から寄せられた規制緩和要望等を踏まえ、以下の対応を行うこととし、関係法令等について、パブリック・コメント手続を行った上で所要の改正を行う。

1. 店舗の休日規定の見直しについて

【現状】 銀行の休日は、法令により土曜、日曜、祝日、12月31日から1月3日までとされている。ただし、当座預金業務を営まない店舗に限り、設置場所の特殊事情等により休日としても顧客利便性を著しく損なうことがなければ、金融庁長官の承認を受けた日を休日とすることができる。

【対応】 当座預金業務を営む店舗（銀行代理業者の店舗を含む。）も、顧客利便性を著しく損なうことがなければ、休日の承認を受けられることとする（銀行法施行令、銀行法施行規則等の改正）。

⇒ 例えば、顧客へ十分周知するなど顧客利便性を確保することにより、近接する2つの店舗について、片方を月曜、水曜、金曜に営業し、もう一方を火曜、木曜に営業するといった弾力的な運営も可能となる。

2. 共同店舗について

【現状】 複数の銀行等による共同店舗の運営については、単体の店舗と同様に顧客情報保護のための体制整備の規定が適用されるほか、監督指針で顧客の誤認防止や防犯上の措置を講ずることが求められている。このため、共同店舗内に遮断壁を設置し、職員を銀行ごとに配置し事務作業も個々に行うといった措置を講ずる結果、共同化の支障となる懸念がある。

【対応】 複数の銀行による共同店舗の運営基準等について次の点を明確化する（主要行等向けの総合的な監督指針等の改正）。

⇒ 遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じればよいこと

⇒ 適切な態勢整備を条件に、職員の兼務や外部委託が可能であること

⇒ 銀行代理業制度を活用することで、ある銀行の職員が他方の銀行の業務を実施するなど弾力的な店舗運営ができること

3. 信用金庫等による地区内への転入予定者への貸付けについて

【現状】 信用金庫等の地区内へ転居を予定する者は当該信用金庫等の会員等資格がなく、員外貸付先としても認められないため、転入前に住宅ローンの貸付を行うことができない。

【対応】 地区内に転入確実な者を会員等に準ずる者に位置付け、転入前に住宅ローンの貸付けを行うことができるようにする（信用金庫法施行規則等の改正）。

4. 銀行代理業者と所属銀行に課せられた書面交付義務の緩和について

【現状】 銀行代理業者が外貨預金を販売する際、契約締結前交付書面等の交付義務が課せられ、所属銀行にも同様の交付義務が課せられている。

【対応】 銀行代理業者とその所属銀行のどちらか一方が当該書面等を交付すれば足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

5. 銀行代理業者が所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化について

【現状】 銀行代理業者は所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供した場合、銀行代理業者の店舗にも備置き（インターネット画面で閲覧可能な状態とすることも認められる。）が求められる。

【対応】 銀行代理業者の顧客が所属銀行のディスクロージャー誌にインターネットでアクセスできる場合は、当該備置き義務を免除し、インターネット上のアドレス等の提示で足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

6. ディスクロージャー誌縦覧開始届出の廃止について

【現行】 銀行は、ディスクロージャー誌の縦覧を開始した場合、当局に開始したことを届け出なければならない。

【対応】 銀行法施行規則等について本規定を廃止する。

7. 預金以外の金融商品を扱う窓口に係る規制の緩和について

【現状】 預金以外の金融商品を扱う場合、顧客への商品説明義務に加えて、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに預金との誤認防止のための表示が義務付けられている。

【対応】 顧客への商品説明義務に加え、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに預金との誤認防止のための表示の義務付けは過重な負担と考えられるため、特定窓口の設置義務を廃止し、誤認防止表示は窓口ごとの表示ではなく適切な表示（店舗レイアウトに応じた表示）で足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

8. 信託契約代理業に関する規制緩和について

【現状】 信託契約代理業に登録しようとする法人は、役員が銀行等（保険会社を含む。）以外の法人の常務に従事する場合、登録申請書にその旨の記載が求められている。

また、信託契約代理業に登録しようとする法人又は役員を変更しようとする法人は、登録申請書又は役員の変更届出書に役員の履歴書を添付しなければならない。

【対応】 証券会社は、取締役が兼職する場合に当局への届出義務があり、銀行等と同様に当局として取締役の兼職状況を把握することができることから、証券会社の役員が信託契約代理業者の役員を兼職する場合、当該兼職の事実を登録申請書へ記載することを不要とする。

また、他の法令に基づき当局が既に履歴書の提出を受けている場合、当局として必要な確認ができることから、重複した履歴書の提出は不要とする（信託業法施行規則の改正）。

以上

銀行法施行規則以外の改正法令一覧

所管省庁	該当法令名	該当条文
金融庁	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	第100条第1項第28号 同条第2項第3号
	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	第111条第1項第20号 同条第2項第3号
	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第85条第1項第15号 第166条第1項第6号の4 第210条の14第2項第8号 第211条の55第1項第12号 第211条の86第2項第8号
	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	第48条第1項第13号
金融庁、厚生労働省	労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）	第83条第1項第24号 同条第2項第3号
金融庁、農林水産省	農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）	第147条第1項第3号
	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）	第11条第3項第40号
	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）	第57条の31第1項第3号
	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）	第50条の31第1項第3号 第51条第1項第13号
金融庁、総務省	郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）	第13条第1項第24号 第28条第1項第18号
経済産業省、財務省、金融庁	経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）	第90条第1項第30号

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	改 正 前
第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～二十三 略〕 <u>二十四 削除</u> 〔二十五～二十七 略〕 2 郵便貯金銀行は、法第二百十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した<u>書類</u>を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。 〔3～6 略〕 第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一～十七 略〕 <u>十八 削除</u> 〔十九～二十一 略〕 2 郵便保険会社は、法第四百九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した<u>書類</u>を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。 〔3～6 略〕	第十三条 〔同左〕 〔一～二十三 同左〕 <u>二十四</u> 郵便貯金銀行が銀行法第二百十条第一項又は第二項及び第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 〔二十五～二十七 同左〕 2 郵便貯金銀行は、法第二百十条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した<u>書類</u>（前項第二十四号に掲げる場合にあっては、<u>同号に規定する書類</u>）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出<u>しなければならない</u>。 〔3～6 同左〕 第二十八条 〔同左〕 〔一～十七 同左〕 <u>十八</u> 郵便保険会社が保険業法第一百一十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 〔十九～二十一 同左〕 2 郵便保険会社は、法第四百九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した<u>書類</u>（前項第十八号に掲げる場合にあっては、<u>同号に規定する書類</u>）を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出<u>しなければならない</u>。 〔3～6 同左〕